

一般社団法人大阪湾環境再生研究・国際人材育成コンソーシアム・コア  
事業ワーキンググループ設置要綱

(目 的)

第1条 一般社団法人大阪湾環境再生研究・国際人材育成コンソーシアム・コア（以下、「CIFER・コア」という。）が進める事業に関して、適切かつ円滑な推進を図ることを目的として事業ワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置する。

(職 務)

第2条 WGの職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業計画案の策定
- (2) 事業計画案策定に必要な調査の実施
- (3) 事業予算案の算定
- (4) 事業主体案の検討
- (5) その他、事業推進に必要な事項の検討

(構成員)

第3条 WGは、CIFER・コアの正会員及びCIFER・コア運営・調整会議企画部会（以下、「企画部会」という。）の部会員2名以上で構成する。

- 2 企画部会主査が認めた時は、正会員以外の企業及び大阪湾環境再生研究・国際人材育成コンソーシアムのサポーター会員をWGに参画させることができる。

(参 画)

第4条 WGへの参画を希望する正会員は、別に定めるところにより、CIFER・コア事務局に申し込む。

- 2 CIFER・コア事務局は、参画希望があった時は、遅滞なく企画部会に諮り、参画の可否を決定し、希望する正会員に通知する。

(主担、副担)

第5条 WGには主担、副担を置く。

- 2 主担、副担は構成員の互選により、選任する。
- 3 会議の招集は主担が行う。

(期 間)

第6条 WGは、事業推進に必要な期間、設置するものとする。

(経費の負担)

第7条 WGの職務の実施に必要な経費は、構成員の協議により、構成員が応分の負担を行う。

(オブザーバー)

第8条 CIFER・コアの賛助会員は、別に定めるWGの数を上限に、オブザーバーとしてWGに参加することができる。

- 2 オブザーバーとしてWGへの参加を希望する賛助会員の申し込みは第4条を準用する。

(関係行政機関等からの助言)

第9条 WGの主担は、必要に応じ、関係行政機関、関係団体にCIFER・コア事務局を通じて助言を求めることができる。

(秘密保持)

第10条 WGの構成員及びオブザーバーは、WGの用務により知り得た又は取得したあらゆる情報を善良な管理者の注意義務を持って取り扱い、いかなる第三者にも漏洩、開示し、又は業務遂行の目的以外で使用、流用してはならない。

(庶務)

第11条 WGの庶務は、CIFER・コア事務局において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営について必要な事項は、CIFER・コア理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月11日から施行する。